

独立行政法人労働者健康安全機構
令和5事業年度業績評価委員会報告書

令和6年2月21日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会委員（令和6年6月14日出席者）

海野 信也 （北里大学名誉教授）

◎ 大前 和幸 （慶應義塾大学名誉教授）

鈴木 重也 （一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長）

砂原 和仁 （東京海上ホールディングス株式会社人事部シニアマイスター）

松田 晋哉 （産業医科大学医学部公衆衛生学教授）

◎：委員長

（五十音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の令和5年度及び第4期中期目標期間における主な課題に係る対応状況に対する評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和6年6月14日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究及び試験事業について

－労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進－

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進については、施策の企画・立案に資するエビデンスを収集する目的で実施するプロジェクト研究14課題、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究7課題、行政の要請を受けて行う行政要請研究7課題が実施されている。

また、令和5年度から開始された第14次労働災害防止計画を踏まえて、検討会の設立や関係者リストを取りまとめて情報共有の場を設けた他、新たに行動災害に係る協働研究や行政要請研究も開始されている。

－労災疾病等に係る研究開発の推進－

労災疾病等に係る研究開発の推進については、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」及び「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域において、5テーマの研究・開発、普及が実施されており、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組まれている。

令和4年度までに研究等が終了した2テーマの研究成果を取りまとめた研究報告書については、いずれも業績評価委員会医学研究評価部会で高い評価を受けている。

また、令和5年度から新規4テーマの研究を開始されているが、これらの研究は複数の大学や労災指定医療機関等との連携体制の構築により、研究体制の強化が図られている。研究成果は国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」への掲載や、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）や労働安全衛生総合研究所のメールマガジンによる「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報などが実施されている。

また、研究成果を厚生労働省に報告するとともに、学会発表、論文掲載なども積極的に行われている。

労働者の健康支援領域「メタボローム」テーマの研究では、画期的な研究成果を上げており高く評価できる。

（2）労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施については、厚生労働省等からの依頼に基づき、災害調

査、鑑定・捜査事項照会等が着実に実施されている。令和5年度については、労働災害調査が8件、鑑定・捜査事項照会等が6件、行政機関等からの意見照会等が1件実施されている。

災害調査については、現場調査等によって原因の究明を行い、厚生労働省に報告したものが労働災害防止に活かされている。

あらゆる事案に対応できるよう、複数の専門家によるチームを組みながら災害調査が実施されている。

(3) 化学物質等の有害性調査事業について

日本バイオアッセイ研究センターでの化学物質等の有害性調査の実施については、厚生労働省とも調整が進められ、今後は、発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS分類に当たって不足する有害性情報の調査を行うため、国際的な試験方法を定めたOECDテストガイドラインなどに基づき、短期での吸入試験や、労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施する方針とされている。

令和6年度から厚生労働省にて示された新たな有害性調査を実施するために、令和5年度は、老朽化の著しい日本バイオアッセイ研究センターから「湘南アイパーク」という民間貸しラボへの移転が計画され、地元の自治体や自治会と調整を行い、大きなトラブルもなく移転が完了されている。

しかし、日本バイオアッセイ研究センターでの長期吸入試験データは、国際的に信頼されて使用されているものであるが、国内では他に実施する施設が存在しないため、日本の対外的な研究評価が下がることになる。将来的には、日本バイオアッセイ研究センターで行ってきたような試験ができるよう厚生労働省と交渉していただきたい。

研究成果の情報発信については、学術雑誌への論文掲載等により行っているほか、日本バイオアッセイ研究センターの報告書を引用したIARCの速報が、海外の化学物質リストへの物質追加に寄与している。

化学物質等に係る研究について、生物系の研究だけでなく、作業現場の環境測定等といった非生物系の研究についても活性化していただきたい。

(4) 労災病院事業について

労災病院においては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、関係各所からの要請に基づき、DMAT、JMAT、災害支援ナース等を派遣し、公的医療機関として貢献したことは高く評価できる。

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供については、地域の中核的役割を果たすため、地域医療支援病院の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分の検討が行われている。新型コロナウイルス感染症の影響による外来患者数の減少に伴い、受託検査件数、治験症例数の目標は達成されなかったが、紹介率・逆紹介率、症例検討会等の開催回数、患者満足度については目標が達成されている。

機構の経営全体を考えた時、労災病院の抜本的な経営改善に向けての方策が最もインパクトのある要素となるので、コロナ禍の間の人口動態や疾病構造の変化にも注視

しつつ、総合的に労災病院の経営の改善に資する指標群を作り込んで、戦略的に取り組んでいただきたい。

(5) 産業保健活動総合支援事業について

産業医及び産業保健関係者への支援については、産業医の資質向上のための研修を積極的に実施するとともに、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるよう、地域のネットワークを構築するためのモデル事業を実施するなど、サポート体制が整備されている。

専門的研修については、WEB会議システムを活用した研修や動画配信サービスによるオンデマンド研修等を実施し、利用者のニーズに対応するとともに、テーマについても、令和6年能登半島地震を受けて「被災地で働く人のためのメンタルヘルス」を設定するなど、時宜を得た内容となるように努めた結果、利用者から有益であった旨の高い評価を受けている。

産業保健活動に対するサポート体制の整備については、本部に産業保健ディレクターを配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制が整備されている。また、専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制も構築されている。産保センターにおいては、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施したほか、保健師・看護師学習交流会をオンラインで開催する等、産業保健関係者のネットワーク作りにも取り組まれている。

新しく化学物質の自律的管理が始まったことにより、中小企業を中心として産保センターの相談件数が増えることが予想されるので、これに対応できるよう人員の確保をお願いしたい。

(6) 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成については、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会が着実に開催されており、両立支援の基盤を作っていることは高く評価できる。

基礎研修については、オンデマンド配信やライブ研修を行うとともに、オンデマンド配信の講義途中での確認テストの実施やライブ研修の中で各自の端末からその場で回答してすぐに集計できるシステム（アンサーパッド）の活用など、研修の質向上が図られており、受講者の高い理解度を得ている。

なお、オンライン研修が普及する中で、当初の目標以上の両立支援コーディネーターを養成できるようになっているが、どれだけの両立支援コーディネーターを養成する必要があるかという見込みをもとに、研修計画を立てていくことを検討いただきたい。

また、全国の産保センターにおいて基礎研修修了者を対象に事例検討会が実施され、両立支援コーディネーターのスキルアップ及び地域のネットワーク構築につながっているが、労災病院や両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを積極的に参加させ、知見を共有していることは評価できる。

治療と仕事の両立支援の質の向上に向けて、労災病院にて両立支援を実施した事例の収集を行っているが、支援終了者からのアンケート調査結果では、目標を超える高い有用度を得ている。

両立支援の診療報酬については、算定要件が複雑であり、対象疾患が限定されている問題があり、算定件数が伸びていない状況にあるが、機構では疾患を限定せずに両立支援を行っていることは高く評価できる。機構で集めている支援事例等を基に、診療報酬の算定に繋がらない理由等を分析し、他でも算定しやすい仕組みに変えるよう、機構から厚生労働省に提案していただきたい。

(7) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊椎障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでが一貫して実施されている。社会復帰率に係る目標を達成し、医用工学研究の取組として、生活機器や住宅改造などの支援等を行い、社会復帰後における生活の質向上に取り組まれている。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでが一貫して実施されており、社会復帰率の目標は達成されている。

医用工学研究の取組として、両センターの医用工学研究に係る蓄積されたノウハウや開発機器等の普及のため、国際福祉機器展に出展されている。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払の実施に努めており、令和5年度は請求件数が大幅に増加したものの、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間についての目標は達成されている。

また、ホームページに設置された「未払賃金立替払事業のチャットボット」によって、請求者等からの質問に24時間対応できるようにされており、請求者の利便性向上にも努めている。

立替払金の求償については、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るために、事業主等に対して求償通知や債権届出等の対応を図るなど、弁済可能な債権を確実に回収するように努めている。

(9) 納骨堂の運営事業について

労働災害における産業殉職者の御霊を合祀するため、毎年秋に御遺族、関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式が開催されている。

令和5年度の慰霊式は、新型コロナウイルスの5類移行後初めての式典であり、コロナ禍前と同様の体制で滞りなく執り行われた。インターネットによる式典のライブ配信や、場内のモニターを増やして待機時間に霊堂の紹介動画を放映する等の取組に

より、遺族から高い評価をいただいている。

また、令和5年度は中央労働災害防止協会主催の緑十字展2023に新たに出展し、事業の広報に努めている。

(10) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,317件の案件について、速やかな支払が実施されている。

なお、基金については、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管運営要領に基づき、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定め、適切な管理に努められている。

2 業務運営の効率化に関する事項について

業務運営の効率化に伴う経費節減等については、平成30年度と令和5年度の予算額を比較し、一般管理費については、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減等に取り組み、15.2%の削減、事業費については、WEB会議の活用による旅費の減額等に取り組み、5.1%の削減となっている。

また、長時間労働が繰り返されている部門・職員に対して、ヒアリングを実施し、原因究明及び抑制を行う等、業務の合理化・効率化に努められている。

3 財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善に向けた取組として、経営状況が悪化している病院に対して個別業務指導・支援を行うほか、病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更、病床数削減を行うなどの取組により経営改善が図られている。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、紹介患者及び救急患者等の受入れについて積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和4年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は77.2%と目標は達成されている。

また、共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同購入の実施、国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との高額医療機器に係る共同入札の実施し、削減効果を上げている。

第4期中期目標期間は、入院・外来収入の増減について新型コロナウイルス感染症の影響が避けられないところであったが、第5期中期目標期間は、どのようにして経営を改善するかを前向きに検討し、機構全体を発展させるような計画を立てていただきたい。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項については、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門・認定看護師、特定行為を行う看護師の育成及び産業保健総合支援センターに従事する職員の育成支援等に取り組まれている。

また、障害者雇用については、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、機構本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげ、法定雇用率を上回る雇用率が維持されている。

各研修のプログラムについてはアンケート等を基に見直すことで、研修受講者の有益度の目標は達成されている。労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成に努め、国家試験合格率の目標は達成されている。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、内部統制委員会でリスク因子の把握とリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等の取組が進められている。また、内部監査室による各施設への監査の実施やバランススコアカードを用いた内部業績評価も実施されている。

公正で適切な業務運営については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組み、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性や情報セキュリティポリシーの周知、徹底が行われている。

5 今後の運営に向けて

労災疾病等医学研究では、労働者の健康支援領域「メタボローム」テーマにおける研究成果において素晴らしい結果を出しているが、これ以降も新しいメンバーでいくつかの新しいテーマに取り組んでいるので、さらに励んでいただきたい。

一方、化学物質の研究では、長期吸入試験を実施できる日本バイオアッセイ研究センターがなくなったことはわが国にとって大きな損失であるので、将来的にそれに代わる新しいことができるよう、厚生労働省と交渉していただきたい。

また、労災病院が、公的な医療機関として非常にアクティブに活動していることは評価できるが、経営についても非常に重要な問題であり、日々の病床利用率や在院日数という細かい部分の対策にとどまらず、何年後か先の時代の流れを含めた見通しをもって、経営計画を立てていただきたい。

おわりに

機構は令和6年度から新たに第5期中期目標期間として設けた目標に取り組んでいるが、当委員会の評価等を踏まえ、より効率的、効果的に業務を実施し、働く人々の健康の保持・増進と安全の確保に一層取り組まれることを期待する。

令和5事業年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和6年3月6日

独立行政法人労働者健康安全機構

1 長期試験の検討について

将来的に日本バイオアッセイ研究センターで行ってきたような試験ができるように機構から厚労省に交渉していただきたい。

(業績評価委員会報告書 2 頁「化学物質等の有害性調査事業」に係る御提言)

「職場における化学物質管理に関する検討会報告書」を受けて、厚労省、機構、バイオ、安衛研で調整した結果、長期吸入試験は行わないという結論に達したものであるが、国が実施する化学物質の有害性の調査に貢献できるよう、どのような試験ができるのかも含め、今後とも厚労省と協議してまいりたい。

化学物質の研究では、長期吸入試験を実施できる日本バイオアッセイ研究センターがなくなったことはわが国にとって大きな損失であるので、それに代わる新しいことができるよう、厚生労働省と交渉していただきたい。

(業績評価委員会報告書 6 頁「今後の運営に向けて」に係る御提言)

国が実施する化学物質の有害性の調査、さらには国際がん研究機関の発がん性分類にも貢献できるよう、どのような試験を行っていくべきかなども含め、今後とも厚労省と協議してまいりたい。

2 非生物系の研究について

化学物質等に係る研究について、生物系の研究だけでなく、非生物系の研究についても活性化していただきたい。

(業績評価委員会報告書 2 頁「化学物質等の有害性調査事業」に係る御提言)

化学物質情報管理研究センターによる健康障害に関する文献調査や新たな測定手法の開発等の研究に取り組むとともに、現場でも活用できるように情報を発信していけるよう活性化を図ってまいりたい。

3 労災病院の経営改善について

労災病院の抜本的な経営改善に向けて、人口動態や疾病構造の変化も注視しつつ、総合的に労災病院の経営改善に資する指標群を作り込んで、戦略的に取り組んでいただきたい。

(業績評価委員会報告書 2 頁「労災病院事業」に係る御提言)

従来の急性期を中心とした医療のみならず、高齢化に対応した回復期とのケアミックス型へ病床機能の転換を図るなど、各労災病院の置かれている地域ごとに人口動態や疾病構造を分析し、労災病院が提供すべき医療サービスのニーズを明確にした上で、地域に適した医療提供体制を構築していく。

また、経営改善に資する指標については新入院患者数を始めとした経営改善に直結する各種診療実績等を踏まえて適宜柔軟に検討していく。

第5期中期目標期間は、どのようにして経営を改善するかを前向きに検討し、機構全体を発展させるような計画を立てていただきたい。

(業績評価委員会報告書5頁「財務内容の改善に関する事項」に係る御提言)

各労災病院が所在する地域の人口動態や疾病構造の変化等を踏まえ、改めて各病院の役割を明確にした上で適切な診療機能の検討を行うとともに、高度急性期医療や専門的医療を担う一方で地域の医療ニーズに応じて介護系施設等との連携強化を図り、地域包括ケアシステム（循環型地域連携システム）において労災病院に求められる役割を果たすため、地域医療を担う医療機関として紹介患者の受入れや救急医療対応を積極的に行うことにより、新入院患者確保に努めて収益の増加を図り、経営基盤の強化に努めてまいりたい。

労災病院が、公的な医療機関として非常にアクティブに活動していることは評価できるが、経営についても非常に重要な問題であり、日々の病床利用率や在院日数という細かい部分の対策にとどまらず、何年後か先の時代の流れを含めた見通しをもって、経営計画を立てていただきたい。

(業績評価委員会報告書6頁「今後の運営に向けて」に係る御提言)

高齢化や人口減少がさらに進む2040年頃を見据え、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、病院経営を継続していかなければならない。

そのためには地域の医療ニーズや自院の診療体制のみならず、診療報酬改定の動向や厚生労働省の「新たな地域医療構想等に関する検討会」等で議論されている「高齢者救急等機能」「在宅医療連携機能」「急性期拠点機能」「専門等機能」といった地域ごとの4つの医療機関機能等も考慮に入れながら、病床機能転換、病床数削減、診療科構成の見直し等、抜本的見直しを図っていく必要があると考えている。

4 化学物質の自律的管理に係る相談体制について

化学物質の自律的管理が始まったことにより、産保センターへの相談が増えることが予想されるので、対応できる人員を確保いただきたい。

(業績評価委員会報告書3頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

産業保健総合支援センターで、化学物質の自律的管理に関する相談に対応する産業保健相談員、労働衛生工学専門員、登録産業医、登録保健師等に対し研修を実施し、相談員の能力向上及び相談対応可能な人員の増を図っている。

また、産業保健総合支援センターには、化学物質管理に関連する資格（作業環境測定士、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント（保健衛生、労働衛生工学））を有する相談員が在籍している。

5 両立支援コーディネーター研修の計画について

オンライン研修が普及することで、当初の目標以上の両立支援コーディネーターを養成できるようになっていることから、両立支援コーディネーターをどれだけ養成する必要があるかという考え方で研修計画を立てることを検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 3 頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

厚生労働省の関係部署と連携を図りながら、着実な養成に向けて進めていきたいと考えている。

なお、令和 5 年に厚生労働省において策定された、第 4 期がん対策推進基本計画や第 2 期循環器病対策推進基本計画の中で、数値目標等は示されていないものの、両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者が新たな指標になっている。治療と仕事の両立支援を社会全体で取り組んでいくためには、両立支援コーディネーターは、医療機関だけではなく企業の労務担当者や産業保健スタッフにも有用なスキルとなっており、企業側としても人材の恒久的な確保の観点から、両立支援コーディネーターの養成に関する需要も高くなっている。

両立支援コーディネーター養成に係る最近の研究結果（令和 3 年度労災疾病臨床研究事業費補助金研究「治療と仕事の両立支援に関する情報・人材基盤の実態調査および支援拡充のために必要な両立支援コーディネーターの育成に資する研究」等）を鑑みても、「配置の多い医療機関では支援件数も多くなっている」ことが示され、両立支援コーディネーターの絶対数の増員の必要性が明らかになっていることから、医療機関のみならず幅広く配置される必要があると考えている。

6 両立支援事例等の分析について

対象疾患を限定していない機構の両立支援事例等を基に、両立支援の診療報酬算定上の課題を分析し、他の施設でも算定しやすい仕組みに変えるよう、機構から厚生労働省に提案していただきたい。

(業績評価委員会報告書 4 頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

両立支援の診療報酬算定上の課題についてはいくつか把握している。

例えば、労災病院への調査等により、企業と勤労者である患者が共同で作成することとなっている「勤務情報提供書」について、企業への依頼が難しく、結果として診療報酬算定ができないこと、また、両立支援が外来に限った支援ではなく、入院時から支援が始まっており、その後の退院から通院と一連の流れで不可分であることを考慮すれば、入院患者についての算定ができないこと、対象となる疾患が限定されていること等がある。このような課題については、厚生労働省にも伝えている。

なお、機構としては、厚生労働省の令和 5 年度「治療と職業生活の両立支援に係る主治医意見書簡易様式作成事業」において令和 6 年 3 月版の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に登載された「治療と仕事の両立支援カード」について、現在は診療報酬算定対象とはなっていないが独自に調査研究を行っている。

今後も、両立支援の取組のフロントランナーとして、両立支援事例の分析等を通じて厚生労働省に対して必要な提案等を行えるよう、情報共有を図りながら取組を進めていきたいと考える。